

防災バックアップ機能整備検討会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本県の防災バックアップ機能整備の検討に向け、識見を有する者から幅広く意見を聴取することを目的として開催する防災バックアップ機能整備検討会議（以下「検討会議」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 検討会議は次の各号に掲げる事項について、専門的見地等に基づく意見を委員から聴取する。

- (1) 防災バックアップ機能の整備に関する事項
- (2) 防災力の強化に関する事項

(委員)

第3条 検討会議の委員は、意見を求める事項に関して識見を有するもののうちから、知事が依頼する。

(会議)

第4条 検討会議は、知事が招集する。

2 検討会議に座長を置き、知事が座長を指名する。

3 座長は議事を進行する。

4 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

5 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は防災局防災危機管理課及びリニア交通局リニア未来創造・推進課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、防災局防災危機管理課長及びリニア交通局リニア未来創造・推進課長が定める。

附則

この要綱は、令和2年8月7日から施行する。